

平成23年1月1日
新十津川町まちづくり基本条例が施行されました。

僕たち私たちの まちの憲法



新しいまちづくりが始まります

何がどうなる？まちづくり基本条例

新十津川町まちづくり基本条例は
まちづくりを進めていくうえでの
基本的な考え方やルールを示したものです。
まちづくり基本条例を基にして
未来に輝く新十津川町をみんなで創っていきましょう。

今月号では、第5章の町議会及び町議会議員の責務と第6章の行政のうち第19条から第21条までをご紹介します。

議会の役割

第17条 町議会は、町の意思を決定し、及び執行機関を監視する機関としての責任を果たすとともに、その機能の充実及び強化に努めます。

2 町議会は、審議結果について、町民に積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たすように努めます。

3 町議会は、より良いまちづくりに資するため、町民の意向を酌み取り、活発な議論に努めます。

4 町議会は、町民から提示された要望、請願、陳情等について、誠実に対応するとともに、その結果について公表するように努めます。

第1項では、議会の機関としての責務を定め、その機能の充実と一層の強化を図るよ

う定めています。

第2項では、町議会としての意思決定の過程および意思決定の妥当性について、皆さんに情報を提供するとともに、信託した皆さんに対し、開かれた議会としての説明責任を果たすことについて定めています。

第3項では、町議会が皆さんから信託を受けているという原則に照らし合わせ、皆さんの意思を適切に反映し、町の将来を見据えた的確な結論を導き出すために論点や争点を明確にした活発な議論に努めることを定めています。

第4項では、町民に開かれた町議会として、皆さんから出されたまちづくりに対する要望などに対応し、その結果を皆さんに開示するように努めることを定めています。

議員がすべきこと

第18条 町議会議員は、町民の代表者として、町議会の権限と役割が有効に機能するように誠実な議会活動に努めます。

2 町議会議員は、町民の意向、地域の実態等を適切に

議会はだれでも傍聴できます



把握するための調査及び研修、積極的な政策提言並びに審議能力の向上に努めます。

第1項では、町議会議員は、皆さんの信託によることを深く認識し、町民目線で議会に与えられている権限を行使するとともに、誠実な議会活動に努めることを定めています。第2項では、豊かなまちづくりの実現に向け、地域の実態を把握し、必要事項の調査研究に努めるとともに、民意を反映した政策の提言と審議能力の向上を図ることに努めています。

宣誓

第19条 町長は、就任時ににおいて、この条例の理念に基づき誠実に職務を遂行することを宣誓します。

町長は、皆さんの信託を受けた責任の重さを自覚し、町政執行に当たる信条や理念を町長自身の言葉で皆さんに宣言することを定めています。

町長がすべきこと

第20条 町長は、町民自治の実現を図るため、町民の視点に立つて町政を執行します。

2 町長は、町政の執行方針及び執行状況について、町民に対し説明責任を果たします。

3 町長は、町民に信頼される行政の専門職としての職員の育成に努めます。

第1項では、皆さんの中から直接選挙によって選ばれた代表という地位にある町長が、皆さんの信託に応えるため、そして、町民主体の自治を確

立するために、基本となる町政への取組について定めています。

第2項では、町長は、町政執行に当たり、執行方針や執行状況について、皆さんに対して責任を負う立場にあることから、皆さんに分かりやすく説明する責任があることを定めています。

第3項では、町長は「その補助機関である職員を指揮監督する」(地方自治法第154条)とされていることから、町職員が町民に対する全体の奉仕者としての自覚の下、行政の専門家としての能力を十分発揮できるよう、計画的、意図的に研修などを受けさせ、町職員の育成に努めることを定めています。

町職員がすべきこと

第21条 執行機関の職員は、全体の奉仕者として、町民生活を重視する視点に立ち、誠実に職務を遂行するとともに、町民、地域、団体等と町をつなぐ役割を担います。

2 執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能

等の向上に努めます。

第1項では、町職員は、町長の手足となつて働く単なる事務員でなく、町民に対する全体の奉仕者であり、町を運営するプロのスタッフという意識をもって日常業務を行う責務について定めています。また、町職員は、地域社会を構成する一人であることを自覚し、現場主義に立ち、町と地域や団体の間のコーディネーター役として、地域や団体の自立を支える役割を果たさなければなりません。

第2項では、町職員が皆さんから評価される対象であることを認識し、皆さんから信頼される職員を目指すため、行政のプロとしての自己研さん、自己啓発に努めることを定めています。

新十津川町まちづくり基本条例の全文は、町のホームページで見ることができます。

問合せ 総務課まちづくり推進グループ ☎76・21331

まちづくり基本条例の説明会が開催されました



3月30日、大和区自治会館でまちづくり基本条例の説明会が開かれました。会館には区民22人が集まり、まちづくり基本条例をすすめる会の会員が、スライドを使いながら分かりやすくまちづくり基本条例の説明を行いました。

参加した人からは「開町121年の今、私たちは、このまちづくり基本条例を新たな『移民誓約書』として、頑張っていかなければならないと感じた」など、皆さんの意見が飛び交いました。

すすめる会では、いつでも説明会の開催を受け付けています。団体やサークルで説明会を希望するときは、総務課まちづくり推進グループへご連絡ください。